



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

更新 平成24年6月27日

■第1回「キャリア支援企業表彰2012」～人を育て・人が育つ企業表彰～

厚生労働省では、本年度から、キャリア支援企業一人を育て・人が育つことに重点を置いて取り組み、成果を上げている企業等一を表彰し、その理念、取組内容を広く啓発、普及していくこととしました。

キャリア支援に取り組んでおられる企業は、是非ご応募ください。

なお、この表彰事業に関する応募受付は、中央職業能力開発協会が行います。

応募対象

従業員に職業能力開発の機会を提供しているとともに、希望するキャリア(職業経歴・働き方)を形成するために支援を行っている企業 ※事業所単位での応募も可

応募方法

1. 応募締切日 平成24年7月31日(火)必着
2. 応募提出書類
 - ① 指定の応募用紙に記入して、事務局宛に郵送でお送りください。応募用紙は、厚生労働省及び中央職業能力開発協会ホームページからダウンロードできます。
 - ② 記入内容を分かりやすくするため必要に応じ、資料(写真・図・イラスト、掲載記事等)を添付してください。

詳しくはこちら → <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002aiap.html>

審査結果発表

平成24年10月下旬予定 (表彰対象企業等には直接通知されます)

問い合わせ・応募先

中央職業能力開発協会 キャリア形成促進室
キャリア支援企業表彰2012事務局

【担当: 中園、塚田】

TEL: 03-6758-2816、2821

URL: <http://javada.or.jp>

Email: hyoushou@javada.or.jp

■長崎労働相談情報センターのご案内！

労働相談情報センターは、労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブル解決のための皆様の身近な相談の場です。一緒に解決の方法を考えます。

当センターは、長崎県の機関です。相談は無料、秘密は厳守します。

職員による相談のほか、弁護士、社会保険労務士といった専門家による相談も利用できます。(事前予約が必要です)

職員による相談：祝祭日を除く月曜日から金曜日
午前9時から午後5時45分まで

専門家による相談：祝祭日を除く月曜日から金曜日まで
(弁護士) 午後1時30分から午後3時30分まで

〒850-0031 長崎市桜町9-6 長崎県勤労福祉会館 1階
TEL: 095-821-1457 フリーダイヤル: 0120-783-258(携帯可)

■7月1日～7日は『全国安全週間』です！

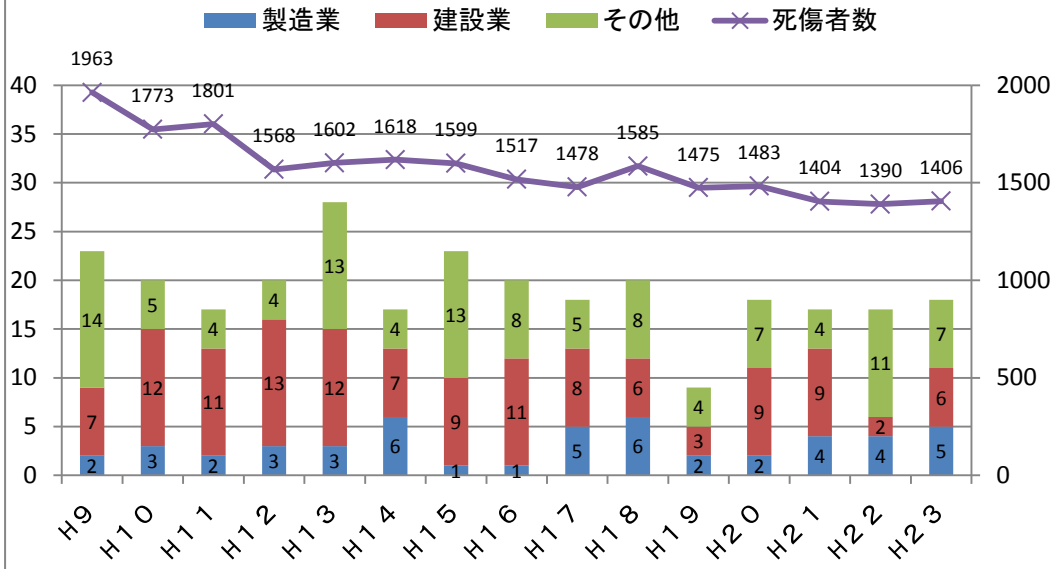
全国安全週間は、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に昭和3年から実施しています。平成24年度の全国安全週間は、

『ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害』

をスローガンとして全国で展開されます。

主唱者：長崎労働局、各労働基準監督署

長崎県内における平成9年以降の死傷災害発生件数と死亡者数の推移



長崎県内の労働災害(休業4日以上)の死傷災害は長期的には減少していますが、平成23年は、1,406人と増加に転じました。

死亡災害も、18人も多くの尊い命が労働の場で失われ、近年は高止まりの状況にあります。

職場での取組がマンネリ化していないか、みんなで話し合い、全国安全週間における安全活動を実効あるものにして、ゼロ災害を目指しましょう！

■男女イキイキ企業を募集しています！

男女共同参画の視点から、性別にかかわらず、子育て支援など誰もが働きやすい環境づくりを実践している市内の事業所を募集しています。

エントリー用紙： エントリー用紙※に必要事項を記入し、郵送若しくは持参。
電子メールも可(4MB)

エントリー期限：平成24年8月17日(金)必着

その他：取組の内容がわかる資料などがあれば添付してください。
アマランスフェスタで表彰し、広報ながさき12月号折り込みの情報紙アマランスやホームページなどで照会します。

※エントリー用紙やチラシは、アマランスや市役所本館ロビー、行政センター、支所などで入手できます。また、ホームページ『アマランス』からもダウンロードできます。

【問合せ・申し込み先】

〒850-0874 長崎市魚の町5-1

長崎市男女共同参画推進センター “アマランス”

TEL 826-0018 / FAX 826-2244

ホームページ <http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/amarance>

■7月21日(土)は「勤労青少年の日」です！

「勤労青少年の日」とは、働く若者の福祉について広く国民の関心と理解を深めるとともに、働く若者が社会人、職業人として健やかに成育しようとする意欲を高めるために設けられており、毎年7月の第3土曜日と定められています。

平成24年「勤労青少年の標語」

『一歩ずつ 大きな未来へ 日々挑戦』

この標語には、色々な事への挑戦を一歩ずつ積み重ねていくことが、大きな夢ある未来、充実した職業生活に活かされていくという意味が込められています。

事業主の皆様におかれましては、本趣旨を御理解いただき、「勤労青少年の日」を中心とした、雇用する勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施に努めていただきますようお願いいたします。

■平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が2.0%に上がります！

全ての事業主は、一定の割合以上で障害者を雇用するよう、法律で義務付けられています。その割合は、民間企業、公的機関ごとに法定雇用率として定めていますが、平成25年4月1日から以下のように上がります。

○民間企業	1.8%	⇒	2.0%
○国、地方公共団体	2.1%	⇒	2.3%
○都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務付けています。(精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。)

この法律では、法定雇用率は「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移をこう考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。



注意

従業員50人以上56人未満の事業主の方は特にご注意ください！

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努める

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
 - ・ 障害者雇用状況の報告
 - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- 等

詳しくは、長崎労働局若しくはハローワーク長崎へお問い合わせください！

■中小企業退職金共済制度のご案内！

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。

この制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(中退共)が運営しています。

制度の目的

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

制度のしくみ

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

事業の概要(平成24年4月末現在)

加入している企業	365,949所
加入している従業員	3,267,442人
運用資産額	約3.7兆円



制度の詳細な内容については、こちらをご覧ください！



<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

■職場でのセクハラ、妊娠・出産、育児・介護休業等で悩んでいませんか？

長崎労働局雇用均等室では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談をお受けしています。ちょっとした疑問・質問でも構いませんので、1人で悩まずにまずはご相談ください。

受付時間は、月曜日～金曜日の8時30分～17時15分(祝日除く)です。

長崎労働局には、以下のような専門の相談員もいます！

セクシュアルハラスメント対策指導員

職場のセクハラ問題を専門に相談を受けます。

受付は、基本的に水曜日と金曜日の9時～16時30分(祝日除く)です。

育児・介護休業指導員

育児・介護休業等の問題の相談を受けます。

受付は、月曜日～金曜日の9時～15時30分(祝日除く)です。

均等待遇・正社員化推進プランナー

パートタイム労働法についてお答えします。

受付は、月曜日～金曜日の9時～15時30分(祝日除く)です。

長崎労働局雇用均等室：095-801-0050

例えばこんな問題…

- 男女の均等取扱いについて
 - ・採用面接で、体力がいるから女性には無理な仕事と言われた。
 - ・妊娠を報告したところ、上司に辞めたらどうか、と何度も言われます。
- 仕事と家庭の両立について
 - ・妻が専業主婦なので、育児休業は取れないと言われた。
 - ・短時間勤務を申し出たら、パートになるように言われた。
- パートタイム労働者の待遇について
 - ・正社員と同じ仕事をしているのに、待遇が大きく違う。
 - ・パートで働いてきたが、同じ会社で正社員になることはできますか？

